

第1部

基調講演 I

「分権改革と自治体への期待」

堀江 湛

堀江でございます。きょうはこのシンポジウムにお招きいただきまして、大変光栄に存じております。

きょうのテーマは、「分権改革と自治体への期待」ということでございます。なぜ今地方分権が必要なのかという問題でございますが、日本は明治維新によって封建社会から新しい近代国家へと転換をいたしました。近代国家への転換というのは何であったかといいますと、中央政府によって全国津々浦々に至るまで、すべて中央政府がいろいろな規則、規律を決めて、その行政の水準に基づいて全国対等にくまなく同じような行政をやっていく。そしてまた国民の方も、実は明治維新が行われるまでは、藩あって国なし、一般の農民が大部分でございましたけれども、農民にとっては我が藩といいますか、もっとはっきり言えば我が村が常に生活の——生まれて、そして生きていき、そしてやがて死んでいく村というものがすべての生活の基準でありました。そういった中には、国といったような観念はなかった。明治政府はそういった封建社会を打破して近代国家をつくるというときに、どうやって、我々は同じ同胞なんだ、国民なんだという国民意識というものを国民に養成しようか、これが最大の明治政府の課題でありました。

そして、それは19世紀、ほぼ時を同じにしてドイツもそういった統一国家になりました。イタリアもまた——このイタリアは、今日に至るまでまだ1つの国家としての文化の一体性という点では、非常に大きな地域的格差がございますけれども、しかし、イタリアもまたほぼ同じ時期にそういった近代国家への道を歩み始めました。

日本の場合は、三百諸侯と言われるような多くの藩に分立していた。これを1つにして国民という共通の意識をつくろうというのが、あの明治維新を主導

した当時の薩長藩閥の下級武士を中心とする明治国家を支えていた当時の指導層でありました。そして、日本はその近代国家の過程でいち早く徴兵制度というものをつくって、すべての男子は、20歳になると、体の弱い、どこかにいろいろな障害がある方を除いては、みんな当初は3年間軍隊生活を送るということになっていた。それは当時、西欧列強、ロシア、フランス、あるいはイギリスといった列強が虎視眈々としてアジアと東アジアの諸地域を植民地化しようという当時の国際状況の中で、いかにして国の独立を守るかというのが大きな課題であった。そのための軍隊の近代化というのが基本的な目的であったんですが、しかし、隠されたもう一つの課題は、そういった徴兵制度を通じて、村というのではなくて自分たちが生きている日本という国家、その国家意識というものを植えつけようといったようなことも1つの大きな課題になっておりました。

当時、明治20年代、日清戦争が終わり、そして明治37、8年の日露戦争が始まった時代、やっとその当時電気というものが普及し始めます。そうすると、いち早くそれぞれの都市にある軍隊の兵営に電気がともるようになります。しかし、一般の農村ではまだみんなランプを使っている。徴兵制度によって召集されて軍隊に入る。兵営に行くとそこには電気がついている。そうすると、夕方になって電気を消せと言われると、兵隊さんがいきなり電気に向かって息を吹きかけて電気を消そうとしたといったような逸話が——つまりランプと同じように吹けば消えるものだと思っていた。そういった若者に近代的な科学とか、そういったものを教え込もうといったような、ある意味では生涯教育的な課題も徴兵制は担っていた。そういうことで、そこには悪い点もちろんありますが、いい点も、そういった近代国家の形成という点でいろいろな役割を果たしていたということになるわけであります。

実は、明治の10年代において、機関委任事務の原型のようなものが既にあらわれております。明治10年代の明治国家の最大の課題というのは、国防もさることながら、国内政治における最大の問題は何だと思えますか。最大の課題は、それは数年置きに全国に広がっていくいわゆる伝染病、チブス、コレラ、そういった伝染病に対する対策であります。これは、日本が開国をする——それまでは日本という島国だけでみんなが生活をして、海外と接触はありませんでし

た。そういう意味では、いろいろな海外における非常に強い毒性をもった伝染病に対する抗体が国民の間にできていない。そこで、そういった海外との接触、交流が始まると、まず入ってくるのは海外の文物と歴史の教科書に書いてあります。文物というときは、我々は近代的な車であったり電気であったり、あるいは本であったり医学であったりなんていうものを考えますが、同時にそういった病気も一斉に入ってくるわけであります。そして、この時代の明治政府の大きな課題は、伝染病、コレラの伝染が始まる、そうすると、ばたばたと人々が倒れていく、そしてそれがどういう原因でコレラになるかはわかっていないというので必死になってその対策を練る、これが当時の日本の明治国家の最大の課題でもありました。

例えば東京で、これは本日青山前副知事がおいででございますので青山さんの方がお詳しいと思いますが、コレラが広がってくる、そしてこれが長屋とか共同で井戸を使っている、そういった地域、町で急激に広がってくる。どうもそれがお便所が原因であるらしいということだけはだんだんと推測がつく。そこで、お便所に漆を塗れと。木のままの、木のお便所ですと、そこにだんだんと、古くなってきますといつもじめじめしていてカビが生えたり腐ってきたり、これがいけないんだらうと。今日でいえば要するにセメントかタイルを張るといかわりに漆を塗れなんていうような指示が出て、推奨して、一生懸命漆を塗らそうとした。お便所に漆を塗るといったってもったいない話のような気もしますが、そういう文書がありますので、どうも本気で試みたようであります。もちろんそんなに普及したわけではないと思いますが。

そんな中で、いつの間にか日本はそういった中央集権的な統一国家になってしまいました。しかし、今言ったコレラの場合なんかは、当時例えば神奈川県の県令、内務省が県令に命じて、そして県令がいわば内務省の指示に従って、そして市町村におけるおまわりさんに対して、管内におけるそういった伝染病らしき患者が出たら、直ちにこれを隔離して、そして状況を報告せよといったようなことを市町村長を通じておまわりさんに命令してといったような、まさに今日いろいろ戦後の政治の中で問題があった機関委任事務とそっくりの行政の仕組みというものの原型が既にそこにあらわれております。

そんな形で日本の近代化は進んでいくわけでありますが、しかし、統一国家

になることによって日本は加速度的に近代化が進み、近代文明・文化国家へと発展してきたわけではありますが、それだけにまたいろいろと矛盾も出てまいります。私は小学校に入ったのはちょうど第二次大戦前夜、日華事変が始まった直後でありますけれども、そのころは国定教科書というのがある、日本じゅうの小学校1年生が同じ教科書を使っておりました。4月の7日か8日に入学式があって、そして授業が始まります。教科書を買って開きますと、第1ページにサクラのきれいな色刷りのページがありまして、「咲いた咲いたサクラが咲いた」と書いてありました。日本じゅうの小学校がみんなそれを読んだんでありますが、しかし、4月の初めに「咲いた咲いたサクラが咲いた」といっても、北海道にはまだ雪が残っております。

私は父親の仕事の関係で山形市で小学校に入りました。山形市の4月の初めというのは雪解けの真っ最中でありまして、サクラの花が咲くどころではなくて、地面はびしょびしょ、いつも雪の水たまりで道路は大変な、長靴を履いてびちゃびちゃ歩いている。そんな中で「咲いた咲いたサクラが咲いた」と。しかし、本当にサクラが咲くのは一月後でありまして、ちょうど当時は天長節といっておりましたが、5月のゴールデンウィークのころにやっとサクラが咲きます。でも、日本じゅうの子供は一斉に「咲いた咲いたサクラが咲いた」と言って授業が始まったわけであります。

沖縄に行きますと、4月の2日か3日に海開きがあります。つまり、きょうから海水浴をしてもいいよと。でも、実際に4月の2日か3日に海開きといましてもとても冷たくて入れたものではありませんが、学生や若い人は、さあ海開きだというんで震えながら海に入って泳いでおります。ということは、一方では海水浴が始まる、一方では雪が残っているところでみんな声を合わせて「咲いた咲いたサクラが咲いた」と。

こういったような統一国家の中央集権的な行政というのは、そういった小学校の教科書ぐらいはまだいいといたしましても、それがあらゆる我々の生活の全般にかかわってくる。そして、国家の役割というものがだんだんと単に国防と治安維持といったような一番国家の基本的な役割だけではなくて、国民生活を守るためのいろいろな経済生活、あるいは、その他福利厚生についても国家がいろいろと介入をしていくという時代になってきますと、そういった画一的

な行政というのにいろいろ問題が出てくるわけであります。そこから改めて身近な問題は身近なところで決めるようにしようではないかという、そういった地方自治という問題が発生してくると、こういうことになるわけであります。

第二次大戦が終わって、占領軍が日本を統治します。そういった中で、日本の民主化政策というものが展開されます。もっとも、必ずしも当時のアメリカの占領軍、あるいは連合軍の占領政策が純粋に日本の民主化政策、日本の国民のためだけの民主化政策であったかどうかは多少疑問はございます。日本がまた軍国主義的な国家になっていろいろと戦争を始められては困るから、この際そういったことが起こらないように日本人の考え方そのものを変えてやろうということで、民主化イコールそれは日本の国民にとっても、あるいはそういった連合国にとっても都合のいいことであったということになるのかもしれませんが。しかし、いずれにしてもそういった民主化の過程の中でまず出てきたことが、アメリカでよく当時、民主主義の基礎は地方自治体にあるんだと。地方自治は民主主義の学校だ、みんな人々が自分たちの村や町で集まって、そうして自分たちの村や町のいろいろなことを決めていく、そういったことをやるのが民主主義の勉強になるということで、地方自治は民主主義の学校であるというようなアメリカの教父哲学者の言葉がありまして、それが盛んに日本に導入されたわけであります。

もっとも地方自治といいましても、日本の地方自治というのは、国際的に比較いたしますと非常に多くの権限が今地方自治体におろされております。そうなりますと、地方自治体がその権限を行使しようとするとしても膨大なお役人がそこに必要になってきますし、非常に専門化した仕事をしていかなければいけなくなってくる。そうなりますと、ちょっとやそこらのことでは自治体が自分たちの町や村の自治を進めていくことが難しくなっています。殊に膨大なお金が要る。そうすると、そういった財政的な基盤が必要でありますし、それから、多くの地域、そういったところでみんなの福利厚生、行政サービスを展開していかなければいけない。そこから市町村合併というのが大きな課題になっております。そして今、町村は大体人口1万程度の自治体へと統合していったらどうだろうかというのが今盛んに言われている1つの目安であります。

もっとも、今回民主党と合併した自由党の代表でありました小沢一郎さんは、かつて三百諸侯、日本全体を300の市町村に統合しようということを唱えた。三百諸侯といいますが、江戸時代、大名が300いたことは確かですが、同時にまた相当部分は江戸幕府の直轄領でございました。大体このあたり、まさにこの大東文化大学のあるあたりは、江戸のお旗本や何かに分ける、要はお米を集める代官がいて、江戸幕府直属の、あるいは譜代の大名や旗本という、一番当時徳川家を支えていた直系の武士たち、そういった人たちの生活を支える地域であったということになるんでありましょう。

そんなことでありますけれども、今でもよく地方分権といいますと、市町村合併、余り日本的な大きな市町村合併に反対だというような方がいます。そういう方がすぐ挙げるのが、ドイツは今やっと市町村合併をやって3,000ぐらいだと。フランスへ行ってみろ、人口何百という小さな自治体がいっぱいある、あれが地方自治だなんてことをおっしゃる方がありますが、これはちょっと、同じ地方自治、あるいは市町村といっても、フランスの村と日本の村とは大分様子が違います。フランスへ行くと確かに人口300の村なんていうのがありますが、そのかわり村役場にいきますと、村役場というのが日本の交番ぐらいの建物でありまして、交番といたら言い過ぎでしょうかね、交番に毛の生えたような、昔駐在所という、まだこのあたりにも残っているかもしれませんが、住まいのくつついた交番というのがあります。そんな役場がありまして、そこに行きますと部屋が1つありまして、そこに村長さんのいすと机がありまして、後ろにシラク大統領の写真が大きく飾ってある、それだけがすべてでありまして、電話がない。つまり、役場に電話がない、そして、そこにいるのは村長さんが1人である、そういう村が存在しております。そういう村で介護保険を全部やり、そしてまた保育園や子供の教育についてのいろいろな財政的な措置をとる、とてもそんなことはできようはずがないわけですから、したがって、フランスにおける村というものと日本でいう村とでは、全くレベルの違う行政の組織なんだということになるんでありましょう。

第二次大戦後、そういったことで地方自治をやらなければいけないということになりました。そして初めて憲法が地方自治を保障する。地方自治という章を設けて地方自治を保障いたしました。これは大変結構なことなんであります

が、今となっちはいささか矛盾した問題もございます。当時は、実は日本の地方議会というのは直接選挙ではないところもございました。あるいは、ほんの戦争のちょっと前までは、市長さんなんていうのが議会の中から選ばれるというような、そういった時代もございました。いろいろな制度がございまして、必ずしも直接選挙ではなかった。これではいけないということで、現行憲法は、すべての自治体では首長さん、村長さん、市長さん、知事さん、みんな住民の直接選挙によらなければならない。それからまた、すべての市町村に議会を置かなければいけない。そして議会の議員は、これまたすべて住民の直接選挙によって選ばなければいけないということを憲法で決めました。これは確かに画期的なことだったんですが、今となってみますと、これが逆にいろいろな制限、桎梏になってまいります。日本じゅうどこへ行っても必ず都道府県というものがあってそこに知事さんがいる。そして市長さんがいたり町長さんがいたり村長さんがいる。そしてまた市長さん、町長さん、村長さんのもとには収入役とか助役さんとか、いわゆる三役と言われる幹部がいる。これがみんなそろっておられるわけです。最近、このお隣の、埼玉県の——志木でしたっけ、収入役を廃止するという。大変志木の市長さんというのは先進的な方でありましてけれども、最近収入役なんていらないと、俺がやると、そういうことで合理化していこうと。しかし、それはそう簡単にいく問題ではありません。法律では必ず置かなければいけないことになっておるわけでありましてね。

そういったことで、日本じゅうどこを切っても、大小の差はありますけれども、市町村というのはみんな金太郎飴のように同じ構造を持っております。都道府県もみな同じ構造を持っております。そして、県には幾つ部を置くかというようなことまで全部決まっておったわけでありまして。ですから、そういう時代が続いてまいりました。本当に分権ということを考えると、もう少しそれぞれの地域にどういうことをお任せしたらいいだろうということになってくるわけでありまして。

ところが、日本がやがて戦災復興が終わって近代化が始まってまいると同時に、いろいろな問題が出てまいりました。高度経済成長が始まってくる。高度経済成長は何かといいますと、新しい第二次大戦中に発達した軍事技術が民間に転換されます。そういった新しい技術を導入することによって、生産性の高

い、生産性の高いというのは何かというと、同じ労働者が同じ時間働くと、そうするとその原料に対してはるかに多くの価値をつけ加えて、高い値段で売れるものをつくっていく。つまり、そういうふうに変えていくというのが高度経済成長でありました。つまり、農業主体の国家が、繊維産業とか、綿織物とか、絹織物とか、そういった繊維なんかが中心の国家になると。それから、石炭が中心だった。それが石油を中心とし、化学繊維をつくる。そして、そうではなくて電気産業とか重化学工業とか、そういった工業が産業の中心になっていく社会、これが高度経済成長の時代になってまいります。

そうになってまいりますと、どんどんと労働者、都市の勤労者は一生懸命働きますが、付加価値の高いものをつくっておりますから、したがって、給与水準は上がっていく。都市はどんどん豊かになっていきます。それでは困るので、日本の中央政府はいろいろ考えました。農家も同じように豊かにしていかなければいけない。そこでどうしたかといいますと、当時まだ日本はお米が十分足りませんでしたから、一生懸命お米の増産をやります。国が一括して購入する。この米価というものの値段を算定するときが一番困ったのが、その人件費をどうするか。農家の人件費というのはよくわかりません、自分で働いているわけですから。そこで農林省は当時何を考えたかといいますと、すべての勤労者の平均給与をもって農家の人々の給与とすると。こういったのはいわゆる食管制度のもとで毎年米価審議会が値段を決めるんですが、そのもとになる計算の根拠である労働力の計算をそういうふうにした。その結果、都会の所得が上がるにつれて、農家のお百姓さん方の人件費も上がっていく計算になりますので、米価がどんどん上がっていく。ところが、都市の方はどんどんと合理化が進んでいって生産性が上がっていくんですが、農業の方はそれほど上がっていないということで、所得の面では都市と農村の差は起こりませんでした。そのかわり、日本は世界で一番高い米を食べるようになりました。一番最盛期には、日本は大体タイ米の11倍というような高いお米を買うようになっていったわけです。

しかしそれは、個人ベースはいいんですが、自治体ベースでいきますと、大都市はそういった税金が多いので比較的豊かにいろいろな行政サービスを行うことができますが、農村部にいきますとなかなかそうはいかない。そこで、都

市と農村部との非常な税収の格差が出てくる。何とかしなければいけないというので、そこで日本は地方交付税という財政調整の制度を考え出します。世界で一番精緻だと言われているこの地方交付税の制度によって、そうしてこの手法も東京と同じような行政サービスが展開できるようにしていくわけでありませう。そういったような努力をしていくんでありますが、そんな中から、今度は逆にそれをだれがするかと。その地方交付税を配分するのは中央政府であります。そんなところから、地方はだんだんと中央政府の言いなりにならざるを得なくなってくると。いろいろなことが起こってきまして、これでは困るということで、地方分権をやろうということになりました。

そこで、日本で画期的なことであったんですが、平成5年に地方分権を進めようという国会決議が行われ、そして7年に地方分権推進法という法律ができました。そして先ほどご紹介にあずかったいわゆる地方分権推進委員会ができて、ちょうど私もその委員に任命されたわけでございます。実はここにおいで東田教授は、その委員会の事務局長であられました。日本の地方分権というもの、実際に推進される、いわば縁の下の力持ちとして取り仕切られたのが東田教授であったわけでありませう。

そういったことで、やがて地方分権推進委員会、5回にわたり答申を出しますが、そのうちの4回までで主要部分は済むんですが、そのときに、地方分権推進一括法といいまして、地方分権をしようとするために、中央政府の持つ権限を地方に渡そうとしました。ところが、日本は法治国家でありますので、いろいろな行政活動にはすべて法律的根拠が要ります。分権する、国の権限を地方に移すというと、法律を直さなければいけない。その直さなければいけない法律というのが、全部で475関係する法律がありました。それ1本1本法律を変えて、1本1本国会の委員会にかけて議論していた日には、何年かかかって審議が進まない。そこでそれを全部一括して、こういうのは臨調が国鉄の民営化をするときにとった方式で、自来、大規模な変革をするときはこの一括方式というのをとるようになりませうが、地方分権一括法ということで、一挙に475本を束にして、そして改正をしてしまったということでありませう。

そして、実はそのとき一番問題になりましたのが、さっき申し上げた中央の政府のやる機関委任事務という問題です。戦後、いろいろな仕事を中央政府が、

戦前は内務省という役所を通じて都道府県を下部機構としてやっておったんでありますけれども、戦後はそういう内務省はなくなりました。そこで、そういった中央省庁は都道府県や市町村を全部自分たちの役所の下部機構とみなして、いろいろな権限とそれに必要な財源をつけて行政をやらせる、こういったことをやってきました。

これは大変住民にとってはある点ではいいんでありますけれども、しかし、地方自治という観点からしますと、地方には首長さん以下執行のみにあたる公務員がいることになります。一方、議会というものがありますが、議会は地方議会であります。県の議会、市町村の議会は国が決めて、国が市町村にやらせておる仕事につけている財源、それについてそれを審議するなんて権限はなかったわけでありまして。そこで、地方議会のやることは余りない。そして、知事さんも市長さんも、自分の地方自治体で住民の選挙で選ばれた地方自治体の担い手でありながら、やっている仕事は国の仕事の方が多い。知事さんの仕事の7割から8割、町村長の仕事の3割から4割がみんな国の仕事であったと、こういうふうに言われているわけです。これをやめようということになりまして、そこで機関委任事務を廃止しました。

そうしてそれを自治事務ということにいたしました。でもやはり地方に任せるわけにはいかない——任せてもいいものもあると思うんですが、いろいろと分権委員会で大騒ぎをやりました結果、どうしてもだめだというのが法定受託事務という形で今日残っております。しかし、大体仕事は逆転しまして、大体知事さんの仕事の3分の2は自治事務になったというのが現状だと言っていいのかもしれない。

実は、権限をそういう形で配分をいたしました。権限が来ても財源が来なければ困ります。そこで、何とか財源を与えなくてはいけない。その結果出てきたのが財源移譲ということになります。小泉内閣ができたときに、早速この地方分権を重要な課題として、財源移譲を大きな柱といたしました。そして、ことしの課題として——毎年1年に1度この小泉内閣はその年のいわば目玉として、骨太な改革、ことしは地方に対する財源移譲というのを柱に立てました。これが、皆さんきっと言葉はご存じでしょうが、三位一体の改革という財源の地方移譲という問題であります。

三位一体って何かといいますと、第1は補助金を削減する。国が今まで補助金を出していた、それを削減する。削減するって、削減しただけでは困りますね、地方は。削減してその分を地方にあげるということです。2番目はさっき言った地方交付税、各市町村が行政でどうしても必要なお金を国が面倒見ている。これは法律で国の集めた税金の一定部分を地方交付税にしなければいけないって決まっているんですが、それだけでは足りなくなってどんどんそこが飛び出してあります。それをもう一度見直して、そしてこの地方交付税の合理化をしよう。それから3つ目が、地方交付税も減らす、それから補助金も減らすといったら、あと来なければ地方は何もできなくなってしまいますから、そこで思い切った税源移譲をやろうということになりました。

そして小泉内閣は、これから何年間かけて大体4兆円ぐらいのお金を——今大体国から地方に1年間に20兆円、毎年国は地方に補助金を出している。このうち4兆円、わずか5分の1ですけれども、これを3年間で廃止・縮減しましょう。それから、義務的経費、これは国がどうしても——例えば義務教育の先生方の人件費というものを国が負担しておりますので、これなんて全部非常にやっかいながんじがらめの規則があるんですが、その規則に従って配分するんですから、そっくりそのまま地方でその規則に従ってやればいいんですから、それを地方に渡したらよかろう。この義務的経費というのは、全額移譲しましょう。そして、最後地方交付税を見直して、地方交付税の不交付団体をふやすことをしましょう。今、都道府県で地方交付税をもらっていないのは東京都だけです。それ以外の県は全部地方交付税をもらっています。神奈川県とか大阪なんてこの間までもらっていなかったんですが、もうみんなもらうようになってしまいました。

そういうことだったんですが、ここにきて、この1年たって、口で言ってもこの夏休み前に華々しく打ち上げたくせに全然進んでいないではないかと。選挙が終わりました。自民党は一応安定過半数を確保しました。さてそこで小泉さんは、あの人は何でもかけ声ばかり勇ましいけれども、実態はあまり伴っていないではないかと。その批判にこたえようというわけで、今年中に中央省庁は1兆円補助金を削減せよという大号令を下したわけでありました。しかし、ことし財務省が財源移譲をしなければいけないというので、総理がああ言って

いるんだからやらなければいけないとって計算したのが大体3,000億程度でありますから、それがいきなり数日前に小泉さんが1兆円移譲せよと言ったものですから、今各役所は大騒ぎであります。急に、話がついたのが3,000億で、7,000億分は新たに追加しなければいけない。そして今小泉さんは、総理大臣が政策を主導していかなければいけない、リーダーシップを強化しなければいけない、そこで内閣府の中に経済財政諮問会議というものをつくりまして、そこで国の基本的な財政や、あるいは経済政策の方針を決めようと。その諮問会議で先日1兆円ということを出したんですが、その中にいる民間議員、つまり大学の先生や財界の構造改革を主張するそういった財界人たちが、あと3,000億上乘せしようと、そういう議論が出ております。そうすると1兆3,000億になるわけでありまして、そうすると、丸ごと1兆円あと一月の間にひねり出さなければいけないということになります。そんなことできるかできないかわかりませんが、そういった形で今日本の地方自治が動いているんだと。つまりマクロな形で日本の国の中央政府から地方自治体を見ると、そういう変化が起こっているんだということをひとつ覚えておいてほしいと思います。

それを受けて、ではそれを受ける地方自治体はどうやってやったらいいんだ、そしてそこで地方自治体で働く、そういった多くの地方公務員の皆さんは、どういう覚悟を持ち、どういうふう to それを整理していくのかということが、この件は青山副知事のお話になるんだろうと思います。

そんなことで、若干時間の配分がまずくて尻切れトンボになりましたけれども、一応私の話を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。
(拍手)

司会

堀江先生、どうもありがとうございました。

地方分権に至る前の中央集権がなぜ必要だったのかという明治維新からのご説明、そして現在の小泉さんの三位一体改革、特にここに2、3日前に指示されました補助金の1兆円削減に至るまでの経過について、大変わかりやすくご説明いただきまして、まことにありがとうございました。

会場からご質問もあろうかと思っておりますけれども、第2部のパネルディスカッ

ションの最後の方に質問の時間をとっておりますので、その際にお願ひしたい
と思います。